

定 款

株式会社ユビキタス AI

(最終改定 令和 4 年 7 月 1 日)

第1章 総 則

第1条（商号）

当社は、株式会社ユビキタス AI と称し、英文ではUbiquitous AI Corporation と表示する。

第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータソフトウェア、コンピュータハードウェア、
コンピュータネットワーク機器及びコンピュータ周辺機器のシステム設計、
企画開発、販売、輸出入及び保守
2. 通信機器、オーディオビジュアル機器、家電製品等の情報機器のシステム設計、企画開発、
販売、輸出入及び保守
3. 情報処理システムの設計、企画開発、販売、輸出入及び保守
4. 情報処理システムに基づく情報処理、情報仲介及び情報提供及び決済 処理
5. 音楽、映像、データ等のコンテンツの企画、制作、販売及び輸出入
6. 出版物の企画、制作、発行、販売及び輸出入
7. 知的財産権の実施、使用、利用許諾、維持、管理
8. 広告、宣伝に関する企画、制作及び代理店業務
9. 各種イベントの企画、製作及び運用
10. グラフィックデザイン、工業デザイン等、商業デザインの企画、制作業務
11. 労働者派遣業務
12. 人材育成のための教育事業
13. 前各号に関するマーケティング、技術支援、教育、コンサルティング業務
14. 前各号に関する代理業、仲介業及び問屋業
15. 前各号に付帯関連する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都新宿区に置く。

第4条（公告方法）

1. 当社の公告は、電子公告により行う。
2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第5条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、31,200,000株とする。

第6条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする

第7条（自己株式の取得）

当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第8条（株主名簿管理人）

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

第9条（株式取扱規程）

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第10条（基準日）

1. 当社は、毎事業年度の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とするすることができる。

第3章 株主総会

第11条（招集）

定時株主総会は毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

第12条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が招集する。
2. 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が議長となる。

第13条（電子提供措置等）

1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しない。

第14条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会毎に当社に提出しなければならない。

第15条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもて行う。
2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

第17条（取締役会の設置）

当社は取締役会を置く。

第18条（員数）

当社の取締役は7名以内とする。

第19条（取締役の選任）

1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第20条（取締役の任期）

1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員により、又は任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

第21条（代表取締役及び役付取締役）

1. 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じて、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第22条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第23条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第24条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第25条（取締役会の決議の省略）

当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第26条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第27条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第28条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第29条（取締役の責任免除）

1. 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
2. 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金5百万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第30条（監査役及び監査役会の設置）

当社は、監査役及び監査役会を置く。

第31条（監査役員の員数）

当会社の監査役は、4名以内とする。

第32条（監査役の選任）

1. 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第33条（監査役の任期）

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第34条（常勤監査役）

監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第35条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第36条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第37条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第38条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第39条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第40条（監査役の責任免除）

1. 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
2. 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金5百万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第41条（補欠監査役の予選の効力）

補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

第6章 会計監査人

第42条（会計監査人の設置）

当社は、会計監査人を置く。

第43条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第44条（会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第45条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第46条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第47条（期末配当金）

当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

第48条（中間配当金）

当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。

第49条（期末配当金等の除斥期間）

1. 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附 則

第1条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

1. 変更前定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示事項とみなし提供）の削除及び変更後定款第13条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示事項とみなし提供）は、なお効力を有する。
3. 本附則の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

作成	平成 13 年 4 月 25 日
公証人認証	平成 13 年 4 月 25 日
会社成立	平成 13 年 5 月 7 日
改定	平成 16 年 10 月 22 日
改定	平成 16 年 12 月 24 日
改定	平成 17 年 9 月 27 日
改定	平成 18 年 6 月 30 日
改定	平成 19 年 5 月 15 日
改定	平成 19 年 9 月 1 日
改定	平成 20 年 6 月 20 日
みなし改定	平成 21 年 1 月 5 日
改定	平成 21 年 6 月 19 日
改定	平成 25 年 10 月 1 日
改定	平成 27 年 6 月 16 日
改定	平成 30 年 7 月 1 日
改定	令和 4 年 7 月 1 日